建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領

1 目的

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。)を導入し、職場環境を改善している。

県としても、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場環境の改善が図られ、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に奇与すると考えられることから、建設現場への快適トイレ設置を本要領により試行する。

2 試行対象工事

- (1) 当初設計額 70,000 千円以上の工事 ただし、工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く。
- (2) 当初設計額 2,500 千円以上 70,000 千円未満で受注業者の希望があった工事

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本工事でいう「快適トイレ」は、このうち 「(1) 快適トイレに求める標準仕様」「(2) 快適トイレとして活用するために備える 付属品」を全て満たすものとする。

女性が現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

- (1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
 - ③ 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) 必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること
 - ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) 二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明 出来るもの
 - ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)
- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような

配置等)

- ⑨ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】
 - ② 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
 - ① 擬音装置
 - (4) フィッティングボード
 - ① フラッパー機能の多重化
 - (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ① 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

4 試行の流れ

【発注時】

(1)発注者は、当初設計額70,000千円以上の工事を発注する場合は、設計書に「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書」を添付する。

発注者は、当初設計額 2,500 千円以上 70,000 千円未満の工事を発注する場合は、設計書に「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)」を添付する。

【試行工事の契約後から竣工まで】

「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)」の場合

(2) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ 簿により監督員と協議を行うものとする。

設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

「建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書」または(2)より設置する場合

- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出する ものとする。また、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、 パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (4) 監督員は、提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- (5) 受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式2「仮設トイレ設置報告書」

の電子データを監督員に提出するものとする。

- (6) 監督員は、設置された快適トイレを現場(やむをえない場合は机上)にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (7) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に 提出するものとする。
- (8) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。(積算方法は「5 積算」による)
- (9) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

5 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。
- (2) 受注者から提出された、快適トイレに要した費用の見積りをもとに、通常トイレとの差額を変更設計書に費用計上するものとする。(以下条件に注意)
 - ①差額は45,000 円/基・月を上限とする。
 - ②男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。 (男・女トイレ設置で、差額上限は90,000円/2基/月)
- (3)(2)の費用上限を超える場合は、イメージアップ経費(率分)の営繕関係の対象としてもよい。
 - * イメージアップ経費を当初計上していない場合であっても、イメージアップ経費の率計上分を実施することが可能であれば、変更時にイメージアップ経費を計上することができる。